

第5章

介護保険サービス等の見込み
及び介護保険料の算定

第5章 介護保険サービス等の見込み及び介護保険料の算定

1 介護保険サービス等の見込み

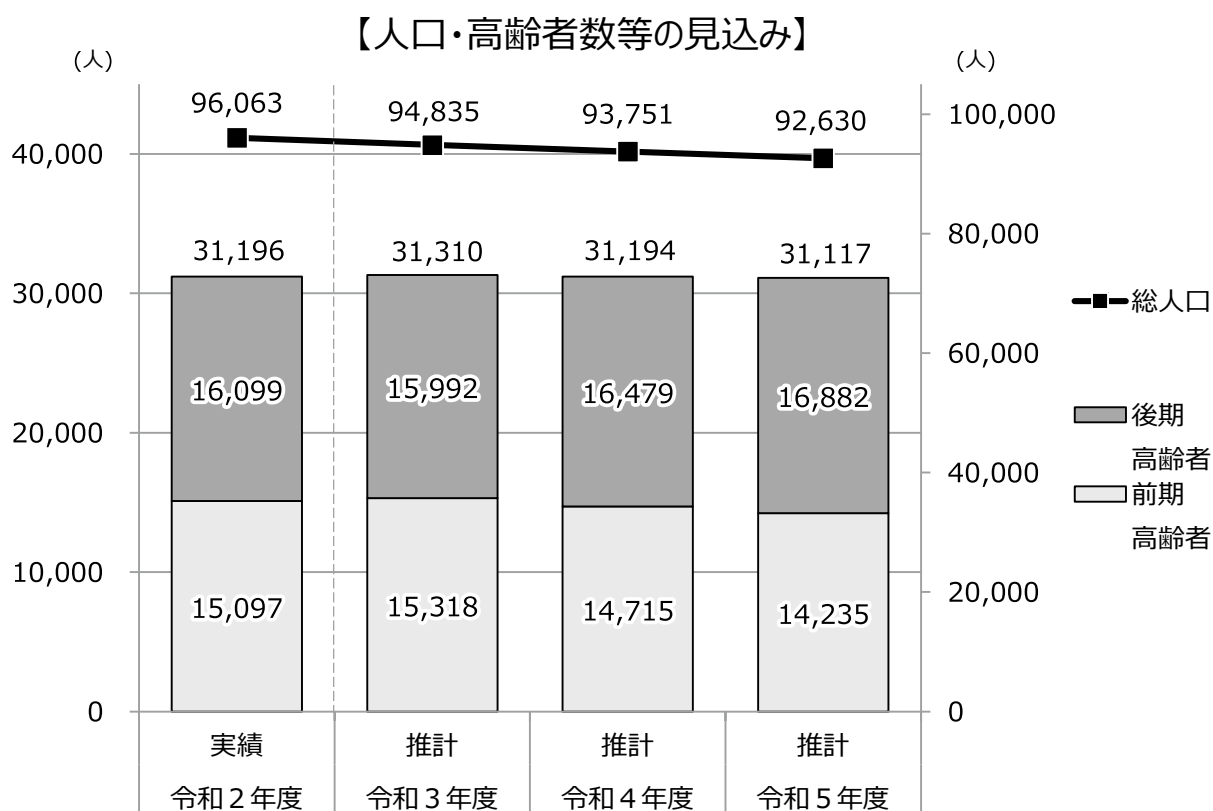
(1) 被保険者、要介護認定者等の見込み

ア 人口・高齢者人口（第1号被保険者）等の見込み

総人口は、現在の減少傾向が今後も続くものとみられ、令和5年度には92,630人となり、3年間で3,433人減少するものと見込まれます。

一方で、総人口の減少傾向に対して高齢者人口は、令和3年度までは増加し31,310人のピークを迎えた後、令和4年度以降、減少傾向となり、令和5年度には31,117人となるものと見込まれます。

高齢化率は上昇を続け、令和5年度には33.6%になるものと見込まれます。



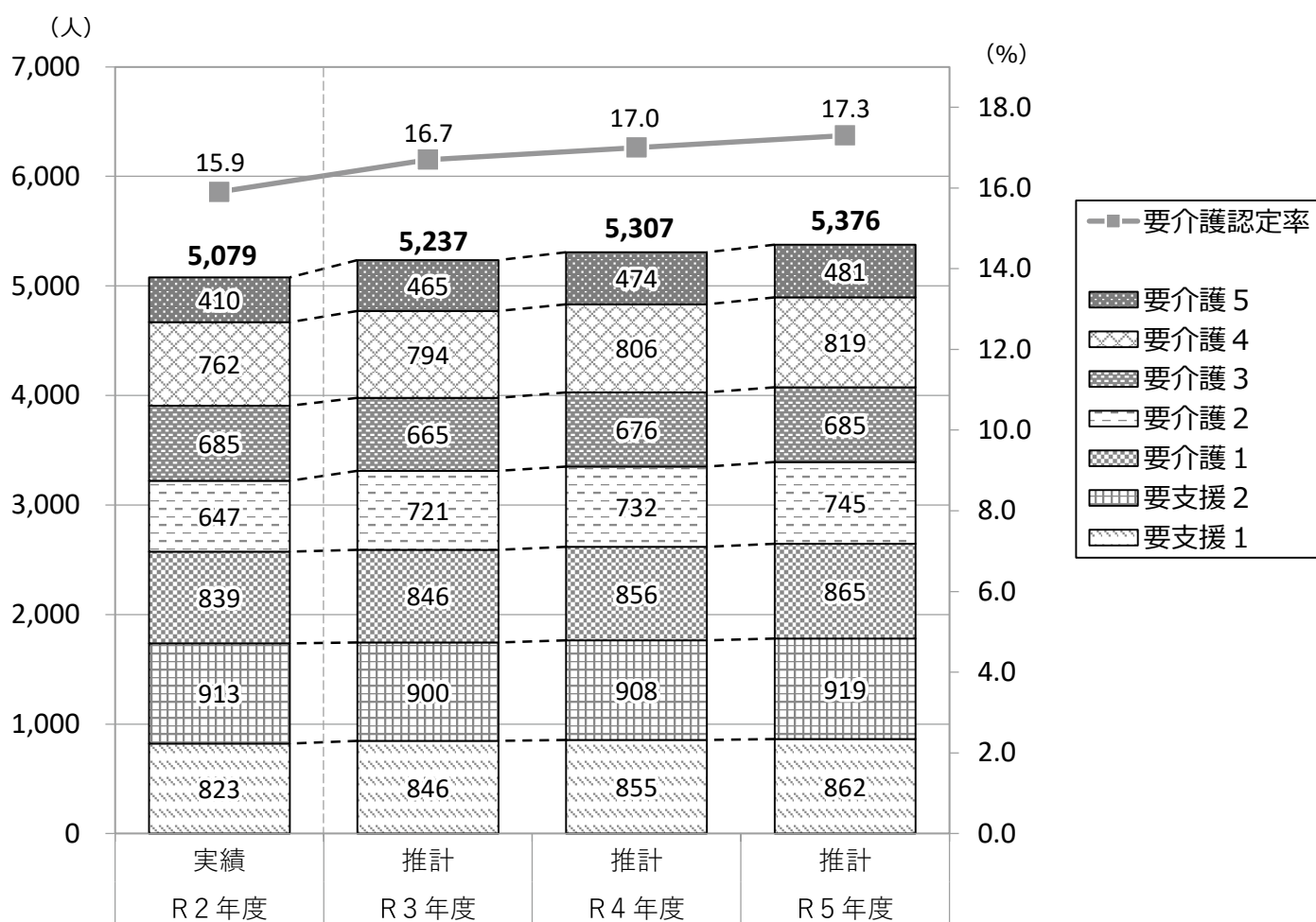
高齢化率	32.5%	33.0%	33.3%	33.6%
後期高齢者の割合 (75歳以上)	15.7%	16.2%	15.7%	15.4%
前期高齢者の割合 (65歳~74歳)	16.8%	16.9%	17.6%	18.2%

イ 要介護（要支援）認定者の見込み

要介護（要支援）認定者は、令和5年度には5,376人、要介護認定率は17.3%になるものと見込まれます。

要介護（要支援）認定者の令和5年度までの要介護度別の構成比は、要介護2以下の軽度層、要介護3以上の中・重度層いずれも大きな変化なく推移すると見込まれます。

【要介護度別認定者数・認定率の見込み】



(2) 介護保険サービス量の見込み

ア 居宅サービス量の見込み

居宅サービス量については、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数の推計を基に、これまでの利用実績や基盤整備などを考慮した上で、サービスごとに見込みました。

【1月当たりの介護予防サービス量の見込み（要支援1・2）】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
訪問入浴介護	(回)	10	10	10	10
訪問看護	(回)	918	954	992	1,021
訪問リハビリテーション	(回)	117	123	123	136
居宅療養管理指導	(人)	85	89	91	95
通所リハビリテーション	(人)	189	195	200	219
短期入所生活介護	(日)	376	393	415	437
短期入所療養介護	(日)	31	31	32	39
福祉用具貸与	(人)	752	772	785	802
特定福祉用具購入	(人)	16	17	18	19
住宅改修	(人)	14	15	16	17
特定施設入居者生活介護	(人)	38	47	48	48
介護予防支援	(人)	950	970	990	1,050

【1月当たりの居宅介護サービス量の見込み（要介護1～5）】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
訪問介護	(回)	8,987	9,216	9,447	9,648
訪問入浴介護	(回)	225	243	249	252
訪問看護	(回)	1,705	1,734	1,764	1,795
訪問リハビリテーション	(回)	172	178	182	182
居宅療養管理指導	(人)	290	296	304	311
通所介護	(回)	8,932	8,997	9,094	9,139
通所リハビリテーション	(回)	3,147	3,210	3,346	3,346
短期入所生活介護	(日)	5,620	5,697	5,784	5,880
短期入所療養介護	(日)	195	200	204	209
福祉用具貸与	(人)	1,100	1,130	1,167	1,200
特定福祉用具購入	(人)	20	21	23	24
住宅改修	(人)	16	20	22	23
特定施設入居者生活介護	(人)	110	131	132	132
居宅介護支援	(人)	1,680	1,720	1,760	1,760

イ 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスである「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）」については、必要な利用定員の総数を定めています。

また、計画期間中にサービス開始予定の「看護小規模多機能型居宅介護」及び「認知症対応型共同生活介護」では利用者の増加を見込むとともに、「地域密着型通所介護」及び「認知症対応型通所介護」も増加するものと見込みました。

【地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の必要利用定員総数】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
認知症対応型共同生活介護	(人)	126	144	162	171
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	87	87	116	241
合計		213	231	278	412

【1月当たりの地域密着型サービス量の見込み（要支援1・2）】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
認知症対応型通所介護	(回)	14	16	17	17
小規模多機能型居宅介護	(人)	17	17	17	17
認知症対応型共同生活介護	(人)	4	4	5	7

【1月当たりの地域密着型サービス量の見込み（要介護1～5）】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	31	32	33	34
地域密着型通所介護	(回)	2,107	2,210	2,313	2,344
認知症対応型通所介護	(回)	458	482	510	520
小規模多機能型居宅介護	(人)	113	113	113	113
認知症対応型共同生活介護	(人)	126	126	143	177
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	87	87	87	116
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	15	15	15	15

ウ 施設サービス量の見込み

介護老人福祉施設については、既存施設で7床増加します。

施設サービスについては、新たな整備の予定はありませんが、市外の施設に入所する利用者の増加を見込みました。

【1月当たりの施設サービス量の見込み（要介護1～5）】

		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護老人福祉施設	(人)	540	550	560	570
介護老人保健施設	(人)	475	485	500	510
介護医療院	(人)	200	210	220	230

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

第8期計画の介護保険料算定の基礎となる標準給付費及び地域支援事業費は、次のとおり見込みました。

3年間の標準給付費の見込額は約291億4,471万円、地域支援事業費の見込額は約22億4,044万円となり、合計で313億8,516万円となります。第7期計画と比較して9.9%の増加となっています。

【標準給付費の見込み】

(千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計	R7年度
総給付費(ア)+(イ)	8,960,501	9,194,646	9,453,996	27,609,143	9,816,899
その他のサービス給付費(ウ)	519,262	502,135	514,174	1,535,571	534,781
合計(標準給付費)	9,479,763	9,696,781	9,968,170	29,144,714	10,351,680

【地域支援事業費の見込み】

(千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計	R7年度
介護予防・日常生活支援 総合事業	454,935	467,508	480,464	1,402,907	489,647
包括的支援事業及び任意事 業(社会保障充実分以外)	185,272	187,644	190,126	563,042	193,037
包括的支援事業 (社会保障充実分)	90,664	91,510	92,320	274,494	93,389
合計	730,871	746,662	762,910	2,240,443	776,073

※地域支援事業費は、全体事業費から実費徴収金等を差し引いた額とする。

【介護給付費の見込み】

(千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計	R7年度
居宅サービス	2,750,722	2,834,673	2,882,003	8,467,398	2,908,293
地域密着型サービス	1,289,703	1,302,130	1,366,955	3,958,788	1,567,566
施設サービス	4,252,490	4,358,994	4,483,542	13,095,026	4,593,990
その他	328,271	340,780	350,681	1,019,732	352,679
合計(ア)	8,621,186	8,836,577	9,083,181	26,540,944	9,422,528

- ※ 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与
- ※ 地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ※ 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ※ その他：特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援

【予防給付費の見込み】

(千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計	R7年度
介護予防サービス	244,351	260,702	268,197	773,250	281,889
地域密着型介護予防サービス	24,697	24,806	27,469	76,972	32,607
その他	70,267	72,561	75,149	217,977	79,875
合計(イ)	339,315	358,069	370,815	1,068,199	394,371

- ※ 介護予防サービス：介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与
- ※ 地域密着型介護予防サービス：介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ※ その他：特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防支援

【その他のサービス給付費の見込み】

(千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	合計	R7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	308,936	285,825	290,113	884,874	294,471
高額介護サービス費等給付額	182,837	188,121	195,157	566,115	210,027
高額医療合算介護サービス費等給付費	22,789	23,389	24,004	70,182	25,283
審査支払手数料	4,700	4,800	4,900	14,400	5,000
合計(ウ)	519,262	502,135	514,174	1,535,571	534,781

2 介護保険料（65歳以上）の算定

（1）介護保険料を算定するに当たっての諸要件

介護保険事業の運営費は、標準給付費や地域支援事業費に要する費用です。

一方、その財源は、国、県、市の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

標準給付費等の第1号被保険者の保険料負担割合は第7期と同じ23%となっています。

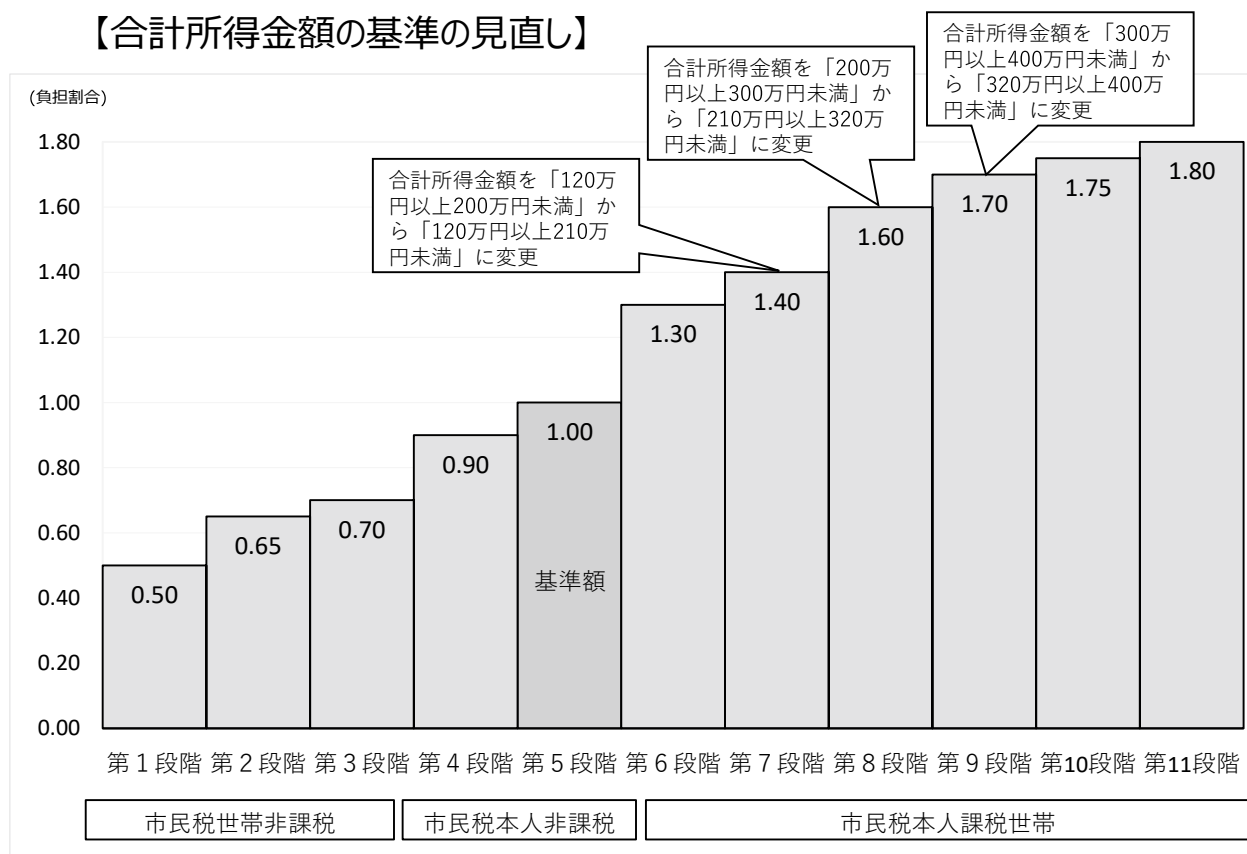
介護保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、第1号被保険者の保険料負担分に充当することとします。

（2）介護保険料の合計所得金額の基準の見直し

国の保険料算定に係る基準所得金額の見直しに伴い、所得段階別の合計所得金額の範囲について見直しを行いました。内容は、第7段階を「120万円以上210万円未満」に、第8段階を「210万円以上320万円未満」に、第9段階を「320万円以上400万円未満」に変更しました。

また、所得水準に応じた保険料設定を行うため、引き続き国の標準の9段階を11段階に設定しています。

【合計所得金額の基準の見直し】



(3) 基準月額保険料の設定

ア 基準月額保険料

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の基準月額保険料額は、5,819円となります。

イ 所得段階別の年額保険料

実際の保険料は、年額で定めます。令和3年度から令和5年度までの年額保険料は、次の表のとおりです。

【所得段階別の年額保険料】

所得段階	所得区分	保険料算出方法	年間保険料※
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方 	基準額×0.3 (基準額×0.5) 20,900円 (34,900円)
第2段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5 (基準額×0.65) 34,900円 (45,400円)
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間120万円を超える方	基準額×0.7 48,900円
第4段階	本人が 市民税非課税 世帯員が 市民税課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	基準額×0.9 62,800円
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円を超える方	基準額×1.0 69,800円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.3 90,800円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.4 97,800円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.6 111,700円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.7 118,700円
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75 122,200円
第11段階		本人の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.8 125,700円

※ 年額保険料 = 基準月額保険料額 × 12月 × 負担割合 (100円未満四捨五入)

※ 合計所得金額 = 地方税法上の合計所得金額 - 土地建物の譲渡所得特別控除額
- 公的年金等に係る雑所得 (第1段階から第5段階の非課税者のみ)

※ 平成30年度税制改正における、個人所得課税に係る基礎控除の見直し及び令和2年度税制改正における、低未利用土地の長期譲渡所得に係る特別控除の新設による、介護保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行っています。

ウ 低所得者の保険料の軽減措置

平成27年4月から、消費税等を財源とする公費による低所得者への介護保険料の軽減が行われていましたが、令和元年10月の消費税率等の見直しにより、第1段階及び第2段階の年額保険料は、更なる軽減が行われています。

これにより、第1段階の年額保険料は34,900円から20,900円、第2段階は45,400円から34,900円に軽減されています。